

平成19年7月30日

法務省民事局民事第二課 御中

社団法人 信託協会

**「不動産登記規則等の一部を改正する省令案」に関する意見について**

標記につきまして、下記のとおり意見を取りまとめましたので、何卒、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

不動産登記規則（案）別記第五号 「信託目録」の項目について

信託目録の項目が細分化され、信託目録記載事項を「信託の目的」、「信託財産の管理方法」、「信託の終了の事由」、「その他の信託の条項」に振分ける実務が求められるが、信託行為においてはこれらの内容が複数の条項にまたがって規定されることも多く、厳密な振分けを行うことは必ずしも容易ではない。

仮に、信託契約条項の信託目録の各項目への振分けが適当でないことを理由に、信託登記が受付拒否されることなどがあれば、流動化目的の不動産信託などの実務において円滑な運営に支障が生じると考えられる。

したがって、前記項目については、現行と同様「信託条項」として統合する、または、各項目への振分けについて柔軟な規定を容認するなど、実務運営に支障が生じることのないよう対応をお願いしたい。

以上